

令和8年度御殿場市交通空白地分析業務委託仕様書

1 仕様書の位置付け

本仕様書は公募型プロポーザルを実施するにあたり、御殿場市（以下「市」という。）として最低限の要求事項を示すものであり、要求事項に対する具体的な手法、本仕様書には記載していない独自の提案及び分析の実現可能性を高めるための提案について制限するものではないため、業務内容等は受注者との協議のうえ、変更を加えることがあるものとする。

変更の際は市と受注者とが変更内容を書面により記録し、各自1通保管するものとする。

2 業務名

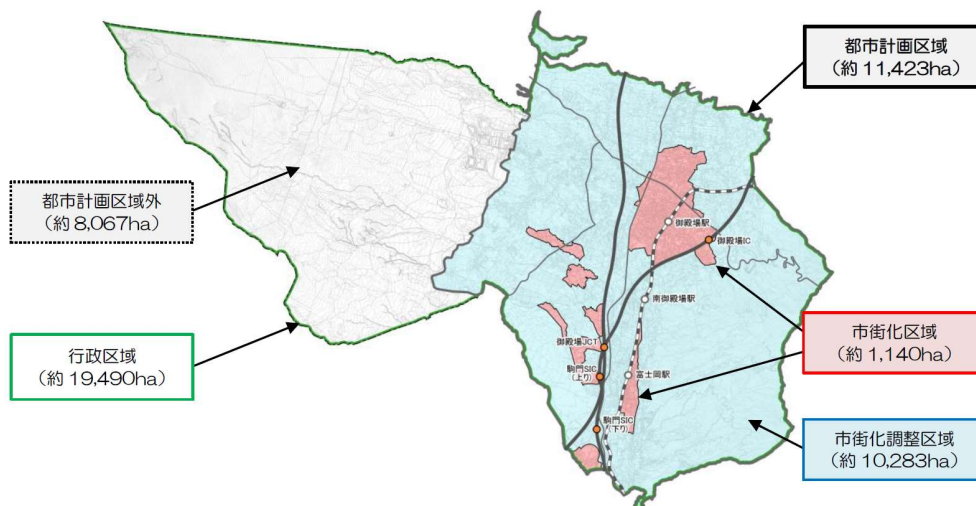
令和8年度御殿場市交通空白地分析業務委託

3 業務の目的

令和8年度に第二次御殿場地域公共交通計画を策定し、基本方針を実現するための実施事業を検討した。その実施事業のうち、事業8「新たな公共交通システムの導入」にあたり、御殿場市内の移動実態や既存の路線網などをまとめ、交通空白を可視化し、その地域に適した公共交通システムの導入の検討材料となる詳細な分析業務を委託するものである。

4 対象エリア（本業務の情報集約・分析・解析を踏まえ、修正する。）

第二次御殿場市地域公共交通計画において対象とした都市計画区域内（約11,423ha）を対象エリアとする。



※御殿場市都市計画マスタープランより

5 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

6 業務の内容

本業務は、日常生活における移動に制約を抱える住民を中心とした移動実態、移動需要等を総合的に把握し、さらに観光客その他の利用者を含む多様な移動ニーズや地域特性等も踏まえ、交通空白地の定義及び判定基準を提案するとともに、交通空白地の抽出及び要因分析等を行い、新たな交通システムの提案を行うものである。

(1) 準備（契約後1月程度）

- ・本業務に沿った業務計画（スケジュール）を立案すること。
- ・担当者の連絡先等が記載された業務組織図を書面（任意様式）により提出すること。
- ・上記に変更がある場合、事前に書面（任意様式）にて市へ報告すること。

(2) 移動実態の把握

- ・受注者は交通事業者が保有しているODデータなどの収集および移動実態データなどを収集する。なお、発注者が保有しているデータを活用することも可能とする。発注者にて提供可能なデータは以下のとおりとする。

①第二次御殿場市地域公共交通計画策定に伴う市民アンケート

②「御殿場市地域交通における課題の抽出と住民意識調査分析業務」結果

③市内バス事業者ODデータ

- ・移動データの収集について、方法は受注者の提案内容に基づいて実施するものとする。ただし、内容について市と協議を実施し、最終決定するものとする。

(3) 収集したデータの可視化

- ・（2）にて収集したデータを地図上に表示し、交通空白・移動実態などの可視化を実施する。ただし、データ毎にレイヤーを作成するものとし、それぞれ単独でも表示できるようにすること。
- ・実施に関する費用は原則受注者の負担とする。

(4) 分析・解析

- ・可視化したデータを基に移動実態や交通空白地及びその要因等の分析、解析を実施する。
- ・分析、解析は各地域毎（御殿場、原里、玉穂、印野、高根、富士岡）に行うこと。

(5) 課題の提起

- ・データの可視化、分析、解析結果を基に御殿場市における課題を提起すること。

(6) 新たな交通システムの導入提案

- ・（1）～（5）を踏まえ、次に掲げる内容を盛り込んだ提案書を市へ提出すること。

①計画の構成（業務体制、業務行程等）

②当市の公共交通における課題

③移動実態、既存の交通モード、人口密度などを反映した市全域の地図

④提案する交通システムの運行案

⑤実証運行における目標値や本格稼働への判断基準等

- ・提案書はイラスト、写真、地図、グラフ等を活用した市民も読み易いものとする。
- ・成果物として、分析結果報告書、提案書（A4サイズ）を電子データで、可視化した地図データは各レイヤーを編集可能な状態で市へ提出すること。また、二次利用が可能な

ものとする。

(7) 各種会議の実施

- ・月1回程度、市と打ち合わせを実施し、進捗状況を報告すること。その際の資料・議事録作成などを行うこと。
- ・提案内容の検討を庁内・庁外での各種会議で行う際、資料・議事録作成などを行うこと。
- ・以下の回数を目安として各種検討機会を設ける。（直接又はオンラインにて参加）

	令和8年度
庁内検討委員会	2回
公共交通協議会	2回

7 その他特記事項

(1) 契約費用、消費税

- ・業務委託契約に要する費用、公正証書の作成に要する費用については受注者の負担とする。
- ・受注者の負担経費のうち、消費税の課税対象となるものについては課税分を加算の上、受注者負担とする。

(2) 関係法令等の遵守

- ・受注者は関係法規及び関係諸官庁の指導を遵守すること。

(3) 著作権

- ・成果品は画像等著作権上の権利関係の帰属を済ませたうえで納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応するものとし、市は責任を負わないものとする。
- ・成果品の中で他の文献、資料等を引用した場合は、出典名を記載すること。

(4) 機密保持

- ・受注者は、その業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- ・受注者は、市の指示または承認があるときを除き、その業務に関して知り得た情報を自社の営業活動など業務目的外の利用や受注者以外の者へ提供してはならない。
- ・受注者は、その業務を処理するために御殿場市から提供された情報が記録された資料等を、市の承諾なしに複写し、または複製してはならない。
- ・受注者がその業務を処理するために市から提供を受け、または自らが収集し、もしくは作成した情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに市に返還し、または引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(5) 電子データの提出

- ・電子データはDVD-R等の媒体に記録し、提出すること。
- ・電子データはMicrosoft製のアプリケーションソフトで編集可能なファイル（pptx等）とPDF形式及びshape形式のファイルにて提出すること。

(6) その他

- ・業務完了後に、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所等があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- ・受注者は、本仕様書の内容及び本仕様書に定めのない事項について疑義があるときは、速やかに、市と協議のうえ、市の意図を十分に理解し、業務を遂行するものとする。
- ・受注者は、その業務に従事している者に対して、契約時の仕様書に記載されている事項に対して遵守させること。
- ・受注者は、ここに定める事項に違反する事態が生じ、または生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。